



### 長野県告示第110号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 ジェイエー長野会	佐久広域老人ホーム 勝間園	佐久市下小田切530番地	平成30年2月1日
(登録特定行為事業者 指定介護老人福祉施設)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 ジェイエー長野会	佐久広域老人ホーム 勝間園	佐久市下小田切530番地	平成30年2月1日
(登録特定行為事業者 指定短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 ジェイエー長野会	佐久広域老人ホーム 美ノ輪荘	南佐久郡小海町小海3449番地1	平成30年2月1日
(登録特定行為事業者 指定介護予防短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 ジェイエー長野会	佐久広域老人ホーム 美ノ輪荘	南佐久郡小海町小海3449番地1	平成30年2月1日
(登録特定行為事業者 指定介護老人福祉施設)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
社会福祉法人 ジェイエー長野会	佐久広域老人ホーム 美ノ輪荘	南佐久郡小海町小海3449番地1	平成30年2月1日

介護支援課

### 長野県告示第111号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6条第2項の規定により、登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部 守一

(指定短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
佐久広域連合	佐久広域老人ホーム 勝間園	佐久市下小田切530番地	平成30年1月31日
佐久広域連合	佐久広域老人ホーム 美ノ輪荘	南佐久郡小海町小海3449番地1	平成30年1月31日
(指定介護予防短期入所生活介護)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
佐久広域連合	佐久広域老人ホーム 美ノ輪荘	南佐久郡小海町小海3449番地1	平成30年1月31日
(指定介護老人福祉施設)			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	必要がなくなった年月日
佐久広域連合	佐久広域老人ホーム 勝間園	佐久市下小田切530番地	平成30年1月31日
佐久広域連合	佐久広域老人ホーム 美ノ輪荘	南佐久郡小海町小海3449番地1	平成30年1月31日

介護支援課

## 長野県告示第112号

長野県豊かな水資源の保全に関する条例（平成25年長野県条例第11号）第9条第1項の規定により、次の区域を水資源保全地域として指定します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

名称	区域
佐久市赤谷水資源保全地域	佐久市入澤2552番4及び5、2553番1から26まで、2549番1の一部、2549番2から5まで、2556番1から5まで並びに2557番1から15までの区域

（関係図面は、長野県環境部水大気環境課、長野県佐久地域振興局及び佐久市役所に備え置いて縦覧に供します。）

水大気環境課

## 長野県告示第113号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
長野市鬼無里字清水2128のホの46、2128のホの47、2128のホの48、2128のホの49
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第114号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村四徳797の1、818、826の6、832、836、837、839の2、857、858、1282の33、1282の51、1282の56
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第115号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村葛島2198の1・2200・2264の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、2179の4
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第116号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草4985の1
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第117号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡豊丘村大字河野3921、3926、4466の22
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
3921・3926・4466の22（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて

縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第118号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
下伊那郡大鹿村大字鹿塩4344の154、4344の156、4344の496
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第119号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
木曾郡上松町大字小川349のロ・355のイの16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第120号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
長野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第121号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
松本市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第122号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊那市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
伊那市(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

### 長野県告示第123号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡泰阜村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び泰阜村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第124号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北安曇郡小谷村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小谷村(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小谷村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第125号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下水内郡栄村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
栄村(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び栄村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**選告示第2号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表します。

平成30年2月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	届出年月日	政党の名称	備 考
希望の党長野県衆議院第3選挙区支部	井 出 庸 生	井 出 泰 生	佐久市岩村田638	衆議院議員	平成29年11月27日	希望の党	一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部

その他の政治団体

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日	備考
ながせ由希子後援会	小 池 佳都彦	唐 沢 千 晶	長野市若里1-12-7		長瀬由希子、参議院議員	平成30年1月19日	

国会議員関係政治団体以外の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
井沢つよし後援会	井 澤 良 夫	小 泉 満 彦	上田市越戸118-5	平成29年12月13日	
春日仁後援会	春 日 仁	上 條 篤 実	東筑摩郡山形村459-6	平成30年1月29日	
高田忍後援会	高 田 忍	高 田 忍	上田市武石鳥屋611-4	平成29年12月13日	
田畑正敏後援会「泉の会」	田 畑 正 敏	田 畑 正 敏	伊那市富県2459	平成30年1月10日	
伴友会(飯島伴典)後援会	井 益 雄	鈴 木 昌 博	上田市中央北2-3-2	平成30年1月31日	
百瀬章後援会	百 瀬 厚 美	中 條 弘	東筑摩郡山形村6913	平成30年1月5日	
山本まさのぶ後援会	山 本 秀 信	赤 羽 伊久夫	上田市越戸618	平成29年12月22日	

選挙管理委員会

**選告示第3号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年2月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順 裕

届出団体	名 称	自由民主党飯島町支部	
	主たる事務所の所在地	上伊那郡飯島町七久保751	
	代表者の氏名	高 坂 宗 昭	
届出事項	異 動 事 項	主たる事務所の所在地	
	異 動 内 容	新	上伊那郡飯島町七久保751
		旧	上伊那郡飯島町飯島702-1
	異 動 年 月 日	平成29年12月3日	
	異 動 事 項	代 表 者	
	異 動 内 容	新	高 坂 宗 昭
		旧	高 坂 俊 雄
異 動 年 月 日	平成29年12月3日		

届出団体	名 称	自由民主党佐久市支部	
	主たる事務所の所在地	佐久市太田部312	
	代表者の氏名	岩 月 昭 一	
届出事項	異 動 事 項	主たる事務所の所在地	
	異 動 内 容	新	佐久市太田部312
		旧	佐久市中込2969-1
	異 動 年 月 日	平成29年11月1日	
	異 動 事 項	代 表 者	
	異 動 内 容	新	岩 月 昭 一
		旧	大 井 岳 夫
	異 動 年 月 日	平成29年11月1日	
	異 動 事 項	会 計 責 任 者	
	異 動 内 容	新	渡 辺 正 志
旧		神 津 雅 利	
異 動 年 月 日	平成29年11月1日		

届出団体	名 称	自由民主党箕輪町支部	
	主たる事務所の所在地	上伊那郡箕輪町中箕輪5653	
	代表者の氏名	唐 澤 荘 介	
届出事項	異 動 事 項	主たる事務所の所在地	
	異 動 内 容	新	上伊那郡箕輪町中箕輪5653
		旧	上伊那郡箕輪町中箕輪上古田5653
	異 動 年 月 日	平成29年12月1日	
	異 動 事 項	会 計 責 任 者	
	異 動 内 容	新	伊 藤 隆
		旧	浦 野 幸 利
異 動 年 月 日	平成29年12月1日		

届出団体	名 称	日本維新の会長野県総支部	
	主たる事務所の所在地	長野市稲里1-5-1	
	代表者の氏名	手 塚 大 輔	
届出事項	異 動 事 項	代 表 者	
	異 動 内 容	新	手 塚 大 輔
		旧	吉 田 豊 史
	異 動 年 月 日	平成30年1月29日	
	異 動 事 項	会 計 責 任 者	
	異 動 内 容	新	日 詰 祐 輔
		旧	橋 本 将 之
異 動 年 月 日	平成30年1月29日		

届出団体	名 称	飯綱町の未来へつなぐ会(たきの良枝後援会)	
	主たる事務所の所在地	上水内郡飯綱町芋川4330-1	
	代表者の氏名	飯 田 聖 史	
届出事項	異 動 事 項	会 計 責 任 者	
	異 動 内 容	新	瀧 野 良 枝
		旧	小 林 晃 実
	異 動 年 月 日	平成30年1月30日	

届出団体	名 称	石合ゆうたを応援する会	
	主たる事務所の所在地	上田市住吉2920	
	代表者の氏名	六 川 甲子雄	
届出事項	異 動 事 項	名 称	
	異 動 内 容	新	石合ゆうたを応援する会
		旧	石合ゆうた後援会
	異 動 年 月 日	平成30年1月16日	
	異 動 事 項	主たる事務所の所在地	
	異 動 内 容	新	上田市住吉2920
		旧	上田市上田1140
	異 動 年 月 日	平成30年1月16日	
	異 動 事 項	代 表 者	
	異 動 内 容	新	六 川 甲子雄
		旧	茅 野 光 昭
	異 動 年 月 日	平成30年1月16日	
	異 動 事 項	会 計 責 任 者	
異 動 内 容	新	平 林 良 彦	
	旧	小 林 保 有	
異 動 年 月 日	平成30年1月16日		

届出団体	名 称	織田てるお後援会昭輝会	
	主たる事務所の所在地	諏訪郡富士見町富士見3436-4	
	代表者の氏名	平 出 功	
届出事項	異 動 事 項	主たる事務所の所在地	
	異 動 内 容	新	諏訪郡富士見町富士見3436-4
		旧	諏訪郡富士見町富士見3302
	異 動 年 月 日	平成30年1月12日	

届出団体	名 称	唐沢よしえ後援会	
	主たる事務所の所在地	上伊那郡南箕輪村1678-6	
	代表者の氏名	原 茂	
届出事項	異 動 事 項	会 計 責 任 者	
	異 動 内 容	新	唐 沢 真 琴
		旧	唐 沢 正 吉
	異 動 年 月 日	平成29年12月30日	

届出団体	名 称	木下容子後援会	
	主たる事務所の所在地	飯田市羽場町1-5-7	
	代表者の氏名	塚 田 忠 利	
届出事項	異 動 事 項	会 計 責 任 者	
	異 動 内 容	新	小 池 信 夫
		旧	羽 田 恒 雄
	異 動 年 月 日	平成29年12月1日	

届出団体	名 称	樹望の会	
	主たる事務所の所在地	東筑摩郡朝日村西洗馬1013-1	
	代表者の氏名	北 村 直 樹	
届出事項	異 動 事 項	主たる事務所の所在地	
	異 動 内 容	新	東筑摩郡朝日村西洗馬1013-1
		旧	松本市村井町北2-1-26
	異 動 年 月 日	平成30年1月25日	

届出団体	名 称	小林一彦後援会	
	主たる事務所の所在地	小諸市諸287-2	
	代表者の氏名	富 岡 昇	
届出事項	異 動 事 項	代 表 者	
	異 動 内 容	新	富 岡 昇
		旧	花 岡 正 博
	異 動 年 月 日	平成29年11月18日	



届出団体	名 称	諏訪郡医師連盟	
	主たる事務所の所在地	諏訪市城南1-2623-1	
	代表者の氏名	鈴木 正	
届出事項	異 動 事 項	代 表 者	
	異 動 内 容	新	鈴木 正
		旧	小口 晋平
	異 動 年 月 日	平成29年12月11日	
	異 動 事 項	会計責任者	
	異 動 内 容	新	溝口 圭一
		旧	細田 源浩
異 動 年 月 日	平成29年12月11日		

届出団体	名 称	諏訪市歯科医師連盟	
	主たる事務所の所在地	諏訪市湖岸通り4-9-9	
	代表者の氏名	柏原 英尚	
届出事項	異 動 事 項	代 表 者	
	異 動 内 容	新	柏原 英尚
		旧	根橋 克明
	異 動 年 月 日	平成29年4月1日	

届出団体	名 称	大北医師連盟	
	主たる事務所の所在地	大町市大町4764-1	
	代表者の氏名	横沢 伸	
届出事項	異 動 事 項	代 表 者	
	異 動 内 容	新	横沢 伸
		旧	小野 壽太郎
	異 動 年 月 日	平成29年6月19日	
	異 動 事 項	会計責任者	
	異 動 内 容	新	吉村 一彦
		旧	横沢 伸
異 動 年 月 日	平成29年6月19日		

届出団体	名 称	滝沢きよと後援会	
	主たる事務所の所在地	千曲市磯部66-2	
	代表者の氏名	滝沢 清人	
届出事項	異 動 事 項	会計責任者	
	異 動 内 容	新	滝沢 清彦
		旧	滝沢 正恵
	異 動 年 月 日	平成30年1月25日	

届出団体	名 称	中川博司後援会	
	主たる事務所の所在地	松本市開智1-6-23	
	代表者の氏名	田口 哲男	
届出事項	異 動 事 項	国会議員関係政治団体の区分	
	異 動 内 容	新	国会議員関係政治団体以外の政治団体
		旧	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
	異 動 事 項	(公職の候補者の氏名及び公職の種類)	
	異 動 内 容	新	
旧		中川 博司、衆議院議員	
異 動 年 月 日	平成29年12月26日		

届出団体	名 称	長野県商工政治連盟長野市支部	
	主たる事務所の所在地	長野市青木島町大塚881-1	
	代表者の氏名	横山 英雄	
届出事項	異 動 事 項	会計責任者	
	異 動 内 容	新	吉原 茂
		旧	木戸 幸雄
	異 動 年 月 日	平成29年5月23日	

届出団体	名 称	長野県酪農政治連盟	
	主たる事務所の所在地	長野市南長野北石堂町1177-3	
	代表者の氏名	桃澤 明	
届出事項	異 動 事 項	会計責任者	
	異 動 内 容	新	斎藤 千秋
		旧	西澤 孝典
	異 動 年 月 日	平成29年3月10日	

届出団体	名 称	長野地区自動車整備政経懇話会	
	主たる事務所の所在地	長野市西和田1-35-2	
	代表者の氏名	石坂 榮造	
届出事項	異動事項	会計責任者	
	異動内容	新	小林 伸子
		旧	中島 均
異動年月日	平成29年6月1日		

届出団体	名 称	ながみね誠一後援会	
	主たる事務所の所在地	下伊那郡天龍村平岡936-3	
	代表者の氏名	野竹 正孝	
届出事項	異動事項	代表者	
	異動内容	新	野竹 正孝
		旧	秦 正
異動年月日	平成30年1月27日		

届出団体	名 称	野口てるお後援会(星空の会)	
	主たる事務所の所在地	伊那市西箕輪3900-547	
	代表者の氏名	土田 宗一	
届出事項	異動事項	会計責任者	
	異動内容	新	野口 真澄
		旧	西 晃雄
異動年月日	平成30年1月5日		

届出団体	名 称	松山賢太郎後援会	
	主たる事務所の所在地	上田市古里2041-8	
	代表者の氏名	山辺 勝行	
届出事項	異動事項	会計責任者	
	異動内容	新	中山 章浩
		旧	榎原 則久
異動年月日	平成30年1月8日		

届出団体	名 称	八木たくま後援会	
	主たる事務所の所在地	伊那市坂下3312-1	
	代表者の氏名	八木 択真	
届出事項	異動事項	会計責任者	
	異動内容	新	八木 千香
		旧	八木 択真
異動年月日	平成29年12月25日		

届出団体	名 称	吉川彰一後援会	
	主たる事務所の所在地	下伊那郡高森町吉田538	
	代表者の氏名	青山 高志	
届出事項	異動事項	会計責任者	
	異動内容	新	岡田 修
		旧	吉川 登
異動年月日	平成30年1月29日		

選挙管理委員会

## 選告示第4号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年2月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
しのはら孝後援会	長野市若里4-12-26	羽田 孜	平成29年9月30日
加島範久後援会	上伊那郡辰野町辰野296	伊藤 隆一	平成29年12月31日
加島範久政治経済研究会	上伊那郡辰野町辰野296	加島 範久	平成29年12月31日
倉野立人後援会	長野市川中島町御厨411-3	倉野 立人	平成29年11月30日
黒岩豊彦後援会	安曇野市堀金烏川5008-1	米倉 正博	平成29年12月31日
小林善信後援会	上水内郡飯綱町赤塩583	小林 善信	平成29年12月4日
しばた弘男後援会	上高井郡高山村高井1498	小山 吉正	平成29年12月27日
清水可晴後援会	飯田市高羽町3-4-8	井ノ口 勲	平成29年12月26日
清友会	下伊那郡下條村睦沢8769-1	宮嶋 清伸	平成29年11月24日
地方分権研究会	飯田市高羽町3-4-8	清水 可晴	平成29年12月26日
内藤けんじ後援会	小県郡青木村田沢610	平林 正弘	平成29年12月25日
ながせ由希子後援会	長野市栗田653-81	中野 友貴	平成29年12月26日
橋崎一雄後援会	上水内郡信濃町平岡1205-1	橋崎 一雄	平成29年12月25日
宮下翼後援会	小県郡長和町大門1643-5	柳 沢 捷三	平成29年12月1日
森山ひろし後援会	諏訪市湖岸通り1-4-1	宮澤 正隆	平成29年12月31日
若孜孜会	上田市材木町1-1-13	北澤 寛和	平成29年12月11日

選挙管理委員会

## 選告示第5号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表します。

平成30年2月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
八木 択 真	伊那市議会議員	八木たくま後援会	伊那市坂下3312-1	平成29年12月25日

選挙管理委員会

## 選告示第6号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり公表します。

平成30年2月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井順裕

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	取消年月日
倉野 立 人	倉野立人後援会	長野市川中島町御厨411-3	平成29年3月6日
清水 可 晴	地方分権研究会	飯田市高羽町3-4-8	平成29年12月26日

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	資金管理団体でなくなった年月日
加島 範久	加島範久政治経済研究会	上伊那郡辰野町辰野296	平成29年12月31日

選挙管理委員会

**選告示第7号**

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出がありましたので、同法第20条第1項の規定により、その要旨を公表します。

平成30年2月19日

長野県選挙管理委員会委員長 永井 順裕

◎自由民主党小諸市支部(28年整理番号490)

報告年月日 30.01.11

(平成28年分)

1 収入総額	292,578
本年収入額	292,578
2 支出総額	266,590
3 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	290,000
自由民主党長野県第三選挙区支部	290,000
その他の収入	2,578
一件10万円未満のもの	2,578
4 支出の内訳	
経常経費	11,158
備品・消耗品費	11,158
政治活動費	255,432
組織活動費	40,846
選挙関係費	134,586
寄附・交付金	80,000

◎伊藤れい子後援会(28年整理番号4430)

報告年月日 29.06.19

(平成28年分)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

◎佐藤敏明後援会(28年整理番号7090)

報告年月日 29.11.22

(平成28年分)

1 収入総額	0
2 支出総額	0

◎高橋良衛後援会(28年整理番号8440)

報告年月日 29.11.29

(平成28年分)

1 収入総額	114,630
前年繰越額	114,630

2 支出総額 0

◎三井甲子郎後援会(28年整理番号12440)

報告年月日 29.11.09

(平成28年分)

1 収入総額	156,103
前年繰越額	156,103
2 支出総額	0

選挙管理委員会